

# 認定委員会規程・規則集

制 定 昭和60年 1月11日  
最終改正 平成28年 5月31日  
(施行開始 平成28年 9月 1日)

日 本 阻 集 器 工 業 会  
グ リ ー ス 阻 集 器 認 定 委 員 会

# 目 次

## －規程・規則・要領－

認定委員会規程	1
認定委員会運営規則	8
認定委員会認定規則	10
グリース阻集器同一機種認定要領	19

## －様式－

グリース阻集器認定申請書（様式1）	26
試験依頼書（様式2-1）、（様式2-2）	27
大形グリース阻集器認定申請書（様式3）	29
グリース阻集器同一機種認定申請書（様式4）	30
グリース阻集器性能試験成績書（様式5-1）から（様式5-7）	31
審査結果書（様式6）	38
大形グリース阻集器審査結果書（様式7）	39
認定書（様式8）	40
認定証票（様式9）	42
グリース阻集器同一機種審査結果書（様式10）	43

## －関係図書類一覧－

申請書類作成時における数値記載上の規定について	44
グリース阻集器標準据付図	45
グリース阻集器・保守・管理について	46
流入口・流出口の流入流出方向及び呼び径のサイズアップ変更に対する 記載方法について	47
グリース阻集器流入管及び側溝並びに流出管及びトラップ流出口の流入口 ・流出口方向変更追加に対する申請書	49
グリース阻集器流入管・流出管及びトラップ流出口の呼び径サイズアップ 変更追加に対する申請書	50
同一機種図面に表示する原機種との相違変更項目一覧表の記載方法について	51
鋼製阻集器の板厚に関する申請書類（計算書）作成要領	52
ガラス繊維強化プラスチック（glass fibre reinforced plastic 略称 GFRP） 手積積層成形（hand lay up moulding）の構成表示例	72
GFRP 製阻集器の剛性検査法	73
GFRP 製阻集器の板厚寸法検査法	74

# 認 定 委 員 会 規 程

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改正	平成	9年	3月	17日
改正	平成	12年	2月	2日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	12月	18日
改正	平成	17年	9月	6日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	25年	5月	31日
改正	平成	27年	6月	5日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日

## 認定委員会規程

### (名称)

第1条 本委員会は、グリース阻集器認定委員会(以下、認定委員会という。)と称す。

### (目的及び事業)

第2条 認定委員会は、日本阻集器工業会(以下、工業会という。)の委嘱により、グリース阻集器の構造及び性能を公正かつ中立に認定することを目的とする。

2 認定委員会は、認定を受けようとする工場製造グリース阻集器が、(公社)空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217(グリース阻集器)(以下、規格という。)に規定する「構造」に関して「書類審査」及び「構造検査」を行い確認し、かつ、「性能試験方法」に基づく試験(以下、性能試験という。)を実施して、規格に適合していることを認定するものとする。

なお、申請図書、構造検査及び性能試験は、別に定める認定委員会認定規則による。

3 認定委員会においては、認定を受けようとする工場製造グリース阻集器が、防耐火上支障のない構造であるか否かの認定は行わない。

### (構成)

第3条 認定委員会は、空気調和・衛生工学会、学識経験者、試験機関、官公庁、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体、製造者に所属し、工業会で委任されたものとし、16名以内をもって構成する。

2 認定委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き委員長及び副委員長は、委員のうちから互選するものとする。

(1) 委員長は、認定委員会を主宰し、会議の議長となる。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員会に欠員が生じた場合は、委員の補充を行う。なお、新たに委任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検査小委員会)

第4条 認定委員会には、検査小委員会を設置し、その構成及び業務内容は、次によるものとする。

(1) 検査小委員会は、製造者以外の認定委員会委員若干名をもって構成するものとする。

(2) 検査小委員会は、主査1名、幹事1名を置き同委員のうちから互選するものとする。

(3) 主査は、検査小委員会を主宰し、会議の議長となる。

(4) 幹事は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、主査の職務を代行する。

(5) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。委員会に欠員が生じた場合は委員の補充を行う。なお、新たに委任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(6) 検査小委員会は、認定のための予備検査を行うもので、検査所見書に構造検査書及びグリース阻集器性能試験成績書を添えて、認定委員会に提出するものとする。

(会議)

第5条 認定委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

2 検査小委員会は、主査が必要と認めたときに招集し、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。

(採決)

第6条 投票により採決を必要とする場合は、委員の無記名により行うものとし、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとするものは、認定委員会認定規則第2条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

2 日本阻集器工業会大形グリース阻集器製品規格に基づいて製造される製品の認定を受けようとするものは、認定委員会認定規則第3条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

3 同一機種としての認定を受けようとするものは、認定委員会認定規則第4条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

なお、ここでいう同一機種とは、すでに認定を受けた機種と同等のものと認められるものをいう。

4 同一製品を2社以上が申請する場合には、各社が個別に同時に申請しなければならない。

この場合、「書類審査」、「構造検査」及び「性能試験」は、申請したもののうちの一社の製品についてのみ行う。

(性能試験)

第8条 性能試験は、認定委員会の定める試験機関で行うものとし、試験には、認定委員会の委員が立ち会うことができる。

2 日本阻集器工業会大形グリース阻集器製品規格に基づいて製造される製品の性能試験は、「大形グリース阻集器の適正構造に関する実験研究報告書(昭和62年3月)(公社)空気調和・衛生工学会、(一財)日本建築総合試験所及び日本阻集器工業

会」又は「日本阻集器工業会が(一財)日本建築総合試験所で行った性能試験結果」と同等の性能を有すると認定委員会が承認したものについては性能試験を免除する。

- 3 同一機種として認められるものは、原則として構造検査及び性能試験を免除する。

(認定の可否の決定)

第9条 認定委員会は、検査小委員会から提出された構造検査書、性能試験結果及び検査所見書を検討して認定の可否を決定し、その結果を認定委員会認定規則第 13 条に定める審査結果書に記載する。

- 2 申請された機種が、構造検査又は性能試験の結果、改善を必要とする場合には、申請者は、その旨の通知を受けた後 1 年以内に改善を行い、構造検査又は性能試験を受けなければならない。なお、申請者から 1 年を超えて改善案が提出されない場合には、当該申請はなされなかったこととし、認定委員会は申請者にその旨を通知する。

(審査結果書の保管)

第10条 審査結果書は、認定委員会が保管する。

(認定の更新)

第11条 認定の更新は、規格の改正の都度行う。

認定申請者は、認定を更新する製品について、認定委員会認定規則第 5 条に定める図書を添付して、工業会の事務局を経て認定委員会に申請しなければならない。

(認定書などの交付)

第12条 認定委員会は、認定した製品に対して認定委員会認定規則第 14 条第 1 項に定める認定書及び同規則第 14 条第 2 項に定

める認定証票を交付する。

- 2 認定を受けたものは、認定された型式のすべての製品に対して認定証票をはり付けなければならない。なお、認定証票のはり付け位置は、本体の内壁の流出側とし、水没しない位置とする。
- 3 認定書交付後、申請者から住所、氏名の変更の申請があった場合には、認定書にその旨を記入するが、認定書の再交付は行わない。
- 4 認定が無効となった製品の認定書は、認定委員会に返却する。

(認定申請手数料等)

第13条 認定を受けようとするものは、認定申請手数料等を工業会事務局に納入しなければならない。

- 2 認定を受けたものは、認定料及び認定証票料を同時に工業会事務局に納入しなければならない。
- 3 認定申請手数料等は、別に定める日本阻集器工業会認定申請手数料等規則による。
- 4 本条第1項及び第2項に基づいて納入した費用は、一切返却しない。

(品質保証)

第14条 認定品の品質保証上の責任は、すべて当該製品の製造者が負うものとする。

(委員の守秘義務)

第15条 委員は、その職務に関して知り得た事項を漏洩してはならない。



(懲戒)

第16条 認定委員が、認定委員会の名誉を傷付け、または目的に反する行為をした場合には、認定委員会の議決により、工業会はこれを解任することができる。

(認定の取り消し)

第17条 認定書または認定証票を不正に使用した場合、認定委員会は、認定を取り消すことができる。

(事務局)

第18条 認定委員会は、工業会内に事務局を置く。

(会計)

第19条 本会計は、工業会事務局が担当する。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(認定委員会の運営)

第20条 認定委員会の運営は、別に定める認定委員会運営規則により行うものとする。

(規程の改正)

第21条 この認定委員会の規程の改正は、認定委員会の議を経て、工業会がこれを定める。

(施行期日)

第22条 この認定委員会規程は、昭和60年1月11日から施行する。

2 この認定委員会規程は、平成2年11月7日に一部改正し、同日から施行する。ただし、旧規程第11条(認定の有効期間)及び第12条(認定の更新)の廃止については、平成2年4月1日から遡及適用するものとする。

- 3 この認定委員会規程は、平成 3 年 4 月 3 日に一部改正し、同日から施行する。
- 4 この認定委員会規程は、平成 4 年 9 月 11 日に一部改正し、同日から施行する。
- 5 この認定委員会規程は、平成 9 年 3 月 17 日に一部改正し、同日から施行する。
- 6 この認定委員会規程は、平成 12 年 2 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。
- 7 この認定委員会規程は、平成 13 年 8 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。
- 8 この認定委員会規程は、平成 15 年 4 月 23 日に一部改正し、同日から施行する。
- 9 この認定委員会規程は、平成 15 年 12 月 18 日に一部改正し、同日から施行する。
- 10 この認定委員会規程は、平成 17 年 9 月 6 日に一部改正し、同日から施行する。
- 11 この認定委員会規程は、平成 20 年 9 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。
- 12 この認定委員会規程は、平成 25 年 5 月 31 日に一部改正し、同日から施行する。
- 13 この認定委員会規程は、平成 27 年 6 月 5 日に一部改正し、同日から施行する。
- 14 この認定委員会規程は、平成 28 年 4 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。
- 15 この認定委員会規程は、平成 28 年 5 月 31 日に一部改正し、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

# 認 定 委 員 会 運 營 規 則

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	4年	9月	11日
改正	平成	9年	3月	17日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	17年	9月	6日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	27年	6月	5日

# 認定委員会運営規則

## (業務の細則)

第1条 この規則は、グリース阻集器認定委員会規程（以下、認定委員会規程という。）第20条に基づき、グリース阻集器認定委員会（以下、認定委員会という。）の運営の規則について規定する。

## (構成)

第2条 認定委員会規程第3条第1項による委員の構成比は、原則として次の通りとする。

中立者 ・ 使用者 (消費者)	空気調和・衛生工学会、学識経験者、試験機関、官公庁、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体	約3分の2
製造者	日本阻集器工業会	3分の1以下

## (検査小委員会)

第3条 検査小委員会は、製造者以外の認定委員5名以内をもって構成する。

## (運営経費)

第4条 運営経費は、日本阻集器工業会認定申請手数料等規則に定める認定申請手数料、認定料及び認定証票料によりまかなう。

## (運営規則の改正)

第5条 この認定委員会運営規則の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業会がこれを定める。

(施行期日)

- 第6条 この認定委員会運営規則は、昭和60年1月11日から施行する。
- 2 この認定委員会運営規則は、平成2年11月7日に一部改正し、同日から施行する。
  - 3 この認定委員会運営規則は、平成4年9月11日に一部改正し、同日から施行する。
  - 4 この認定委員会運営規則は、平成9年3月17日に一部改正し、同日から施行する。
  - 5 この認定委員会運営規則は、平成13年8月29日に一部改正し、同日から施行する。
  - 6 この認定委員会運営規則は、平成15年4月23日に一部改正し、同日から施行する。
  - 7 この認定委員会運営規則は、平成17年9月6日に一部改正し、同日から施行する。
  - 8 この認定委員会運営規則は、平成20年9月10日に一部改正し、同日から施行する。
  - 9 この認定委員会運営規則は、平成27年6月5日に一部改正し、同日から施行する。

# 認定委員会認定規則

制定	昭和	60年	1月	11日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改称	平成	4年	9月	11日
改正	平成	5年	12月	15日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	12月	18日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	25年	5月	31日
改正	平成	26年	1月	30日
改正	平成	26年	10月	8日
改正	平成	27年	6月	2日
改正	平成	28年	1月	15日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日

## 認定委員会認定規則

(目的)

第1条 この規則は、グリース阻集器認定委員会(以下、認定委員会という。)がグリース阻集器認定委員会規程(以下、認定委員会規程という。)第2条に基づき、空気調和・衛生工学会規格 SHASE-S 217(グリース阻集器)(以下、規格という。)を適用して行うグリース阻集器(以下、阻集器という。)の認定について規定する。

(認定申請図書)

第2条 認定委員会規程第7条第1項による認定の申請の際には、グリース阻集器認定申請書(以下、認定申請書という。)2部、阻集器構造図8部(A3判4部、A4判4部とする。)及び試験依頼書2部を認定委員会に提出する。

なお、本体材質が鋼製の場合は「鋼製阻集器の板厚に関する申請書類(計算書)作成要領」に基づいて計算書8部を添付する。

2 認定申請書は、様式1による。

3 阻集器構造図は、次の項目を明記する。

ア. 型式・品番

イ. 呼称寸法(長さ・幅・深さ)。ただし、GFRP製の場合は、本体上部及び下部とする。

ウ. 本体の材質及び板厚。ただし本体材質がGFRP製の場合は積層構造を表示する。

エ. 水深寸法。

オ. 実容量

カ. 申請流入水量

キ. 流入管(側溝式の場合は除く。)及び流出管の材質・

呼び径・方向及び取付位置。ただし、方向及び取付位置（側溝式の場合も含む）については全て表示するとともに、さらにその中から試験を受ける方向及び取付位置を明示する。

また、試験を受ける流入管及び流出管以外にサイズアップ変更を行いたい流入管及び流出管がある場合には全ての呼び径を表示し、流出管については、トラップ流出口呼び径と同サイズとすること。

ク. トラップの形状及び寸法。ただし、試験を受けるトラップ以外に、流出口呼び径のサイズアップ変更を行いたいトラップがある場合には、全ての呼び径を明示する。

なお、試験を受けるトラップとサイズアップ変更を行いたいそれぞれのトラップ流入口端部位置の差の許容範囲が、同一機種認定申請要領第2条（1）ロに準拠することを確認すること。

ケ. バスケットの寸法・仕様・構造及び器内底面からの取付位置。

コ. 隔板の構造・位置及び寸法。

サ. その他、性能に影響を与える部分の寸法。

シ. 据付方法

ス. 維持管理方法

4 型式・品番は仮称で申請しても差し支えない。その場合、正規の型式・品番を各認定申請書に括弧書きで併記する。

5 試験依頼書は、様式 2-1 及び 2-2 による。

（大形グリース阻集器認定申請図書）

第3条 認定委員会規程第7条第2項による認定の申請の際には、日本阻集器工業会規格大形グリース阻集器認定申請書（様式 3



による)2部、阻集器構造図7部(A3判3部、A4判4部とする。)を認定委員会に提出する。

なお、「鋼製阻集器の板厚に関する申請書類(計算書)作成要領」に基づいて計算書7部を添付する。

2 日本阻集器工業会規格大形グリース阻集器認定申請書は、様式3による。

(同一機種認定申請図書)

第4条 認定委員会規程第7条第3項による認定の申請の際には、グリース阻集器同一機種認定申請書(様式4による)2部、阻集器構造図(原機種の認定番号、阻集効率及び原機種との相違変更項目を表示したもの)7部(A3判3部、A4判4部とする。)及び原機種の認定図面(検査小委員会の検印のあるもの)4部(A4判とする。)を認定委員会に提出する。

2 グリース阻集器同一機種認定申請書は、様式4による。

(認定更新申請図書)

第5条 認定委員会規程第11条による認定更新の申請に際しては、以下の書類を認定委員会に提出する。

- (1) 原機種に対しては、認定申請書(様式1による)2部、阻集器構造図7部(A3判3部、A4判4部とする。)及び認定阻集器構造図(検査小委員会の検印のあるもの)4部(A4判とする。)とする。
- (2) 大形阻集器に対しては、大形グリース阻集器認定申請書(様式3による)2部、大形阻集器構造図7部(A3判3部、A4判4部とする。)及び認定大形阻集器構造図(検査小委員会の検印のあるもの)4部(A4判とする。)とする。
- (3) 同一機種に対しては、グリース阻集器同一機種認定申請書(様式4による)2部、同一機種阻集器構造図(原

機種認定番号、阻集効率及び原機種との相違変更項目を表示したもの) 7部 (A3判3部、A4判4部とする。) 及び同一機種認定阻集器構造図 (検査小委員会の検印のあるもの) 4部 (A4判とする。) とする。

(構造等の審査)

第6条 認定委員会は、申請図書の構造等に関する書類審査を行い、その結果を日本阻集器工業会(以下、工業会という。) に通知する。

(試験機関)

第7条 認定委員会規程第8条第1項の認定委員会が定める試験機関は、(一財)日本建築総合試験所とする。

(試験依頼)

第8条 工業会は、構造等に関する書類審査の結果適切であるとの通知を受けた製品に関しては、試験機関に試験の依頼を行う。

(試験計画の打合せ)

第9条 試験機関は、試験計画について工業会と打合せを行う。

(試験用阻集器)

第10条 工業会は、試験計画の打合せ後、試験機関が指定する試験所に、試験予定日の7日前までに、試験用阻集器を提出するものとする。

(構造検査及び性能試験)

第11条 試験機関は、規格の「性能試験方法」に基づく試験(以下、性能試験という。) に先立ち、試験用阻集器の下記の事項について確認する。

(1) 形状については、申請図書と異なっていないかを確認

する。

- (2) 寸法については、申請寸法と実測寸法との差が付表-1に示す許容差内にあるかを確認する。
  - (3) 性能試験に先立ち行う寸法測定で、図面寸法との差が認められる場合、試験所で手直し可能と判断出来るものは製造者が試験所で手直しをする。手直し不可能な製品は再提出する。
  - (4) 本体材質が GFRP 製の場合は、「GFRP 製阻集器の板厚寸法検査法」に基づいて板厚寸法が申請板厚(3mm 以上)を満足するかを確認する。
  - (5) 容量については、申請実容量と実測実容量との差が±5%以内であるかを確認する。
  - (6) 漏水検査については、満水状態にして 10 分間保持し、漏水がないことを確認する。
  - (7) 本体材質が GFRP 製の場合は、「GFRP 製阻集器の剛性検査法」に基づいて最大たわみ率が 1.5%以下であることを確認する。
  - (8) サイホン現象確認検査については、製造者が性能試験の際に流入水量として申請する水量（以下、申請流入水量という。）の 1.3 倍の水量で 5 回行い、標準水位を保つ事を確認する。
  - (9) たい積残さ流出確認検査については、水深寸法が 250mm 以下の阻集器について行うものとし、申請流入水量の 75%で行い、阻集効率が 98%以上となることを確認する。
- 2 性能試験は次の順序で行う。
- (1) 前各項に適合していることを確認した場合は、性能試験を実施する。
  - (2) 性能試験は、申請流入水量で行う。

- (3) 側溝式の機種のパフォーマンス試験に用いる場合の流入管の呼び径は、流出管と同じ呼び径とする。
  - (4) パフォーマンス試験流入流量調整時に上昇水位面の高さ寸法を測定し、流入口下端の高さよりも低い位置にあるかを確認する。
  - (5) パフォーマンス試験途中で各回の阻集効率が90%未満となった時は、パフォーマンス試験を中止してもよい。
  - (6) パフォーマンス試験結果は、グリース阻集器のパフォーマンス試験成績書に記録する。
- 3 グリース阻集器のパフォーマンス試験成績書は、様式 5-1 から 5-7 による。

(パフォーマンス試験結果の適否の判定)

第12条 試験機関は、パフォーマンス試験の結果が規格に規程する「パフォーマンス」に適合しているか否かを判定し、工業会に報告する。  
工業会はこれを認定委員会に提出する。

(審査結果書)

第13条 認定委員会規程第 9 条第 1 項に定める審査結果書は、様式 6 または様式 7 による。なお、審査の結果、不合格のものについては、不合格特記事項を付すものとする。

(認定書等)

第14条 認定委員会規程第 12 条第 1 項に定める認定書は、様式 8 による。  
2 認定委員会規程第 12 条第 1 項に定める認定証票は、様式 9 による。

(同一機種の認定)

第15条 認定委員会規程第 8 条第 3 項の同一機種と認められるもの

に関しては、別に定めるグリース阻集器同一機種認定要領による。

(認定規則の改正)

第16条 この認定委員会認定規則の改正は、認定委員会の議を経て、工業会がこれを定める。

(施行期日)

第17条 この認定委員会試験規則は、昭和 60 年 1 月 11 日から施行する。

2 この認定委員会試験規則は、平成 2 年 11 月 7 日に一部改正し、同日から施行する。ただし、旧規則第 4 条(更新申請図書)の廃止については平成 2 年 4 月 1 日から遡及適用するものとする。

3 この認定委員会試験規則は、平成 3 年 4 月 3 日に一部改正し、同日から施行する。

4 この認定委員会認定規則は、これまでの認定委員会試験規則を、平成 4 年 9 月 11 日に改正して改称したもので、同日から施行する。

5 この認定委員会認定規則は、平成 5 年 12 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。

6 この認定委員会認定規則は、平成 13 年 8 月 29 日に一部改正し、同日から施行する。

7 この認定委員会認定規則は、平成 15 年 4 月 23 日に一部改正し、同日から施行する。

8 この認定委員会認定規則は、平成 15 年 12 月 18 日に一部改正し、同日から施行する。

9 この認定委員会認定規則は、平成 20 年 9 月 10 日に一部改正し、同日から施行する。

10 この認定委員会認定規則は、平成 25 年 5 月 31 日に一部

改正し、同日から施行する。

11 この認定委員会認定規則は、平成 26 年 1 月 30 日に一部改正し、同日から施行する。

12 この認定委員会認定規則は、平成 26 年 10 月 8 日に一部改正し、同日から施行する。

13 この認定委員会認定規則は、平成 27 年 6 月 2 日に一部改正し、同日から施行する。

14 この認定委員会認定規則は、平成 28 年 1 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。

15 この認定委員会認定規則は、平成 28 年 4 月 12 日に一部改正し、同日から施行する。

16 この認定委員会認定規則は、平成 28 年 5 月 31 日に一部改正し、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

付表－1 申請寸法と実測寸法との許容差

申請寸法 (mm)		許容差 (mm)
0.5 以上	3 以下	—
3 を超え	6 以下	—
6 を超え	10 以下	±1.8
10 を超え	18 以下	±2.2
18 を超え	30 以下	±2.5
30 を超え	50 以下	±3
50 を超え	80 以下	±3.5
80 を超え	120 以下	±4.5
120 を超え	180 以下	±5
180 を超え	250 以下	±5.5
250 を超え	315 以下	±6
315 を超え	400 以下	±7
400 を超え	500 以下	± 8
500 を超え	630 以下	± 9
630 を超え	800 以下	±10
800 を超え	1000 以下	±11
1000 を超え	1250 以下	±12
1250 を超え	1600 以下	±16
1600 を超え	2000 以下	±18
2000 を超え	2500 以下	±22
2500 を超え	3150 以下	±28

(注) 本表は、JISB0404(寸法の普通許容差の通則)[1987年7月1日廃止]の2-19級の数値を適用したものである。

# グリース阻集器同一機種認定要領

制定	昭和	60年	12月	12日
改正	平成	2年	11月	7日
改正	平成	3年	4月	3日
改正	平成	4年	9月	11日
改称	平成	4年	9月	11日
改正	平成	13年	8月	29日
改正	平成	14年	2月	5日
改正	平成	15年	4月	23日
改正	平成	15年	9月	25日
改正	平成	16年	8月	4日
改正	平成	20年	9月	10日
改正	平成	24年	3月	9日
改正	平成	24年	8月	17日
改正	平成	28年	1月	15日
改正	平成	28年	4月	12日
改正	平成	28年	5月	31日



# グリース阻集器同一機種認定要領

## (目的)

第1条 この要領は、グリース阻集器認定委員会（以下、認定委員会という。）が認定委員会認定規則第15条に基づき、同一機種と認めるグリース阻集器（以下、阻集器という。）の認定に関する取扱いに関して定める。

## (同一機種の対象)

第2条 認定委員会規程第7条第3項の同一機種として認定する阻集器は、流入口の形態、トラップの形態、流入管流入口の呼び径、トラップの流出口及び流出管流出口の呼び径以外の標準水位面下の構造が認定を取得している機種と同一のものであって、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のイ～ハまでの一つ以上に該当するもの。

イ 流入口の形態を変更するもの。ただし、流入口の形態は、パイプ式・側溝式のいずれかとする。なお、流入口底部の高さの変更許容範囲は、付図-1による。また、バスケットの取付高さの変更許容範囲は、付図-2による。

ロ トラップの形態を変更するもの。ただし、トラップの形態は、付図-3に示すP型・ワン型・T型、エルボ型及び隔壁型のいずれかとする。なお、トラップ流入口端部の位置に変更がある場合には、原認定済みの位置と変更位置との差の許容範囲は、付図-4に示すように流入側方向に30mm以内とし、流出側方向及び直角方向については、制限しないものとする。

ハ 本体の板厚を変更するもの。

(2) 型式・品番を変更するもの。

(3) 前各号の他、認定委員会が認めるもの。

## (申請)

第3条 同一機種の認定申請は、認定委員会規程第7条第3項による。

(検査及び試験)

第4条 認定委員会規程第8条第3項にかかわらず、材質がGFRP製で本体高さが原機種を超える場合は、剛性検査を行う。また、トラップの形態がP型以外で認定を取得している機種で、新たにP型を申請するものに限り、試験を行う。

(認定の可否の決定)

第5条 認定委員会は、検査小委員会から提出される同一機種検査所見書・図面等関連資料を検討して、認定の可否を決定し、その結果を様式10による同一機種審査結果書に記載する。

(審査結果書の保管)

第6条 同一機種審査結果書は、認定委員会が保管する。

(認定書などの交付)

第7条 認定委員会が、同一機種として認定した製品に対する認定書は、既に交付した認定書に同一機種として認定した日付・型式・品番等を追記して再交付する。

2 同一機種として認定した製品の構造等を認定書の裏面に次表に示す表示記号によって記載する。

構造等表示記号					
材質	ステンレス鋼		GFRP		鋳鉄
	SU		FR		CI
流入口の形態	パイプ式		側溝式		
	I		U		
トラップの形態	P型	ワン型	T型	エルボ	隔壁型
	P	W	T	E	B

(注) 材質に付いて、上記以外のものは、その都度、記号を定める。

(認定要領の改正)

第8条 このグリース阻集器同一機種認定要領の改正は、認定委員会の議を経て、日本阻集器工業会がこれを定める。

(施行期日)

第9条 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、昭和 60 年 12 月 12 日から施行する。

2 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 2 年 11 月 7 日に改正し、同日から施行する。

3 このグリース阻集器同一機種認定要領は、これまでのグリース阻集器性能同一機種認定要領を平成 4 年 9 月 11 日に改正して改称したもので、同日から施行する。

4 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 13 年 8 月 29 日に改正し、同日から施行する。

5 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 14 年 2 月 5 日に改正し、同日から施行する。

6 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 15 年 9 月 25 日に改正し、同日から施行する。

7 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 16 年 8 月 4 日に改正し、同日から施行する。

8 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 20 年 9 月 10 日に改正し、同日から施行する。

9 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 24 年 3 月 9 日に改正し、同日から施行する。

10 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 24 年 8 月 17 日に改正し、同日から施行する。

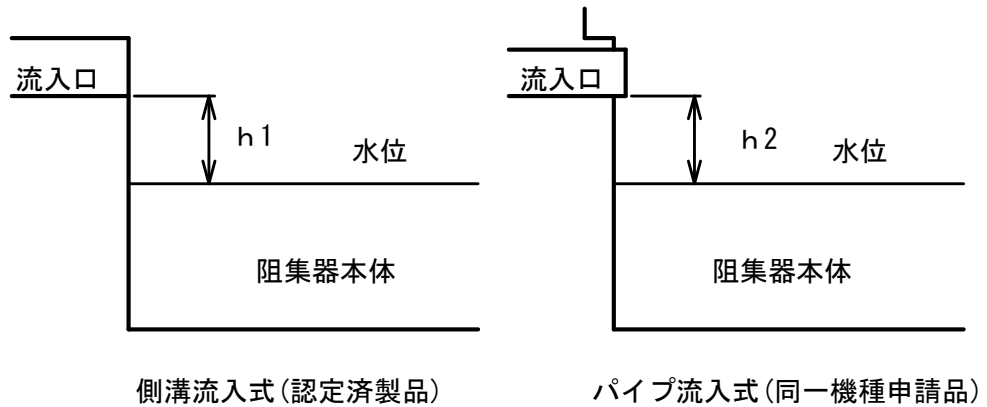
11 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 28 年 1 月 15 日に改正し、同日から施行する。

12 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 28 年 4 月 12 日に改正し、同日から施行する。

13 このグリース阻集器性能同一機種認定要領は、平成 28 年 5 月 31 日に改正し、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

## 付図－1 流入口底部の位置変更の許容範囲

1. 側溝流入式(認定済製品)からパイプ流入式(同一機種申請品)の場合

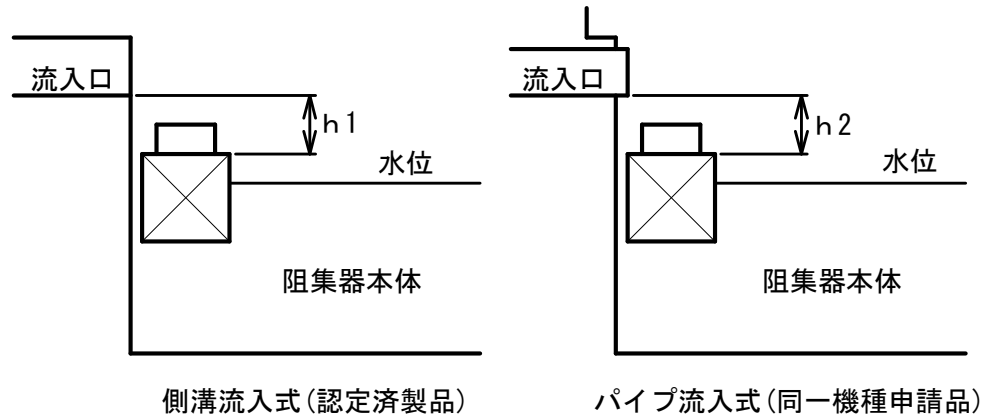


$$\text{許容範囲} \quad | h 1 - h 2 | \leq 5 0 0$$

2. パイプ流入式(認定済製品)から側溝流入式(同一機種申請品)の場合も同様

## 付図-2 バスケットの位置変更の許容範囲

1. 側溝流入式(認定済製品)からパイプ流入式(同一機種申請品)の場合

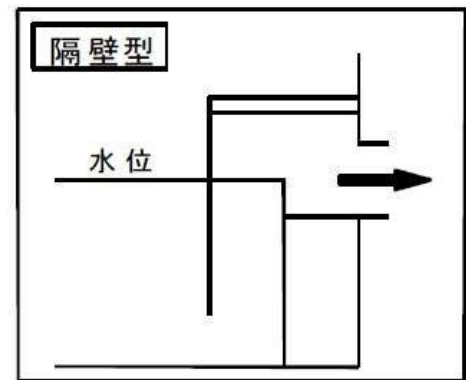
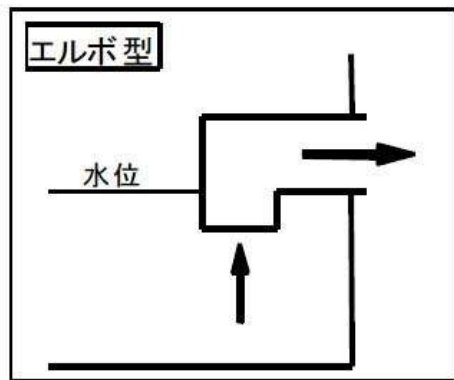
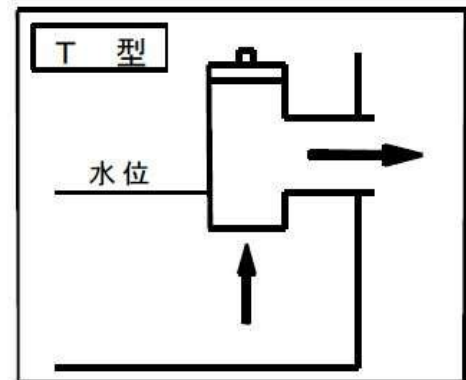
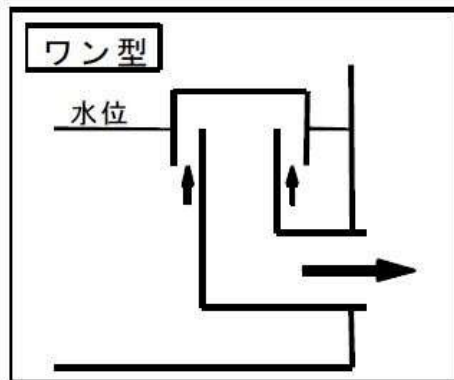
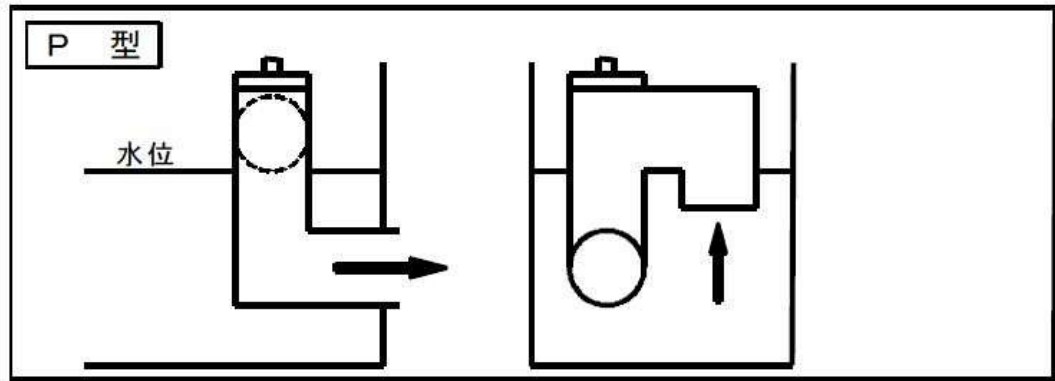


許容範囲  $|h_1 - h_2| \leq 100$

2. パイプ流入式(認定済製品)から側溝流入式(同一機種申請品)の場合も同様

(注)バスケットのサイズは双方同一とする。

付図-3 トラップの形態



付図-4 トラップ流入口端部位置変更の許容範囲

